

旧広島陸軍被服支廠の重要文化財指定に向けた取組について

1 要旨・目的

旧広島陸軍被服支廠について、11月24日に国の文化審議会文化財分科会が重要文化財に指定するよう答申を行ったので、これまでの重要文化財指定に向けた取組について報告する。

2 現状・背景

建物の安全対策を進める必要があることから、耐震性を確保しつつ、内部見学などの利用が可能となる安全対策と最小限の利活用を同時に実現させるために、建物3棟の安全対策の実施設計業務を実施した。

併せて、重要文化財の指定に向けて、建築物の価値調査を実施した。

また、重要文化財の指定を見据え、指定後に必要となる建物の管理・活用の方向性等を定める保存活用計画の検討を進めるため、有識者等で構成する懇談会を設置・開催し、活用の方向性について、取りまとめた。

調査や取りまとめの結果を基に、国に対し、安全対策工事の財源確保や文化財指定に向けた調整を進めてきた。

3 概要

(1) 実施内容

ア 文化財指定に向けた価値調査

令和3年度、令和4年度において、文化財指定に向けた価値調査を実施し、重要文化財の指定に必要な被服支廠の歴史的・文化財的価値を、次のように整理し、文化庁にも報告した。

特質	評価
旧日本陸軍軍事施設としての特質	被服支廠倉庫は、軍都と呼ばれた広島に現存する旧日本陸軍の軍事施設で、日露戦争後に旧日本陸軍が策定した兵站施設計画をもとに建設された旧日本陸軍兵站施設として、旧陸軍兵站史を知るうえで重要な遺構である。
倉庫建築としての特質	国内の倉庫建築の遺構の中で、鉄筋コンクリート造としては国内最古級であり、また、旧日本陸軍軍事施設の遺構として、4棟がそのまま残り、500mに及ぶ特徴的な景観を形成しており、他に類を見ず歴史的価値が高い。
建造物としての特質	主構造に当時先進的な鉄筋コンクリート工法を採用し、外壁に煉瓦造を併用する高度な建築技術が用いられ、旧日本陸軍営繕組織の設計技術の高さが反映されている。
被爆遺構としての特質	鉄扉など被爆の痕跡とともに、救護施設として数多くの被爆者を受け入れた歴史を持ち、被爆建物としても歴史的価値が高い。

イ 国（厚生労働省、文化庁）との調整状況

- 当初、県としては、文化財指定は、安全対策工事の完了後になると想定し、安全対策工事の財源確保については、厚生労働省の被爆建物の保存に関する補助の拡充を要望してきた。
- そうしたところ、8月6日に行われた岸田総理の記者会見において、「建物の活用の方針が定まれば、文化財指定の手续や国の関連事業を通じた支援を行っていく」との発言があった。
- この発言を受け、急遽、文化庁と調整に着手したところ、文化庁からは、重要文化財の指定には「建物の活用方針」を定める必要があるとの指摘を受けた。
- この指摘については、文化財保護法において、文化財を保存し、かつ、その活用を図ることが必要であると定められていることから、今後の活用を見据えて、建物の改変のレベルを明確にしたいとの考え方によるものであると考へたところである。
- こうした文化庁の指摘を受け、「建物の活用方針」として、「旧広島陸軍被服支廠全棟の将来的な活用イメージ」や、現時点における「活用に伴い必要となる改変の内容」の整理を行い、文化庁と協議を重ねた結果、文化財指定の手續きが進められることとなった。
- その後、文化庁において手續きが進められ、11月24日の文化審議会において審議が行われた結果、文部科学大臣に対し、重要文化財に指定するよう答申が行われた。

ウ 「建物の活用方針」の整理について

(ア) 旧広島陸軍被服支廠全棟の将来的な活用イメージ

3つの活用の方向性を踏まえ、現時点における各棟の活用イメージについて、国・県・広島市で構成される「旧陸軍被服支廠の保存・継承にかかる研究会」において整理した。

なお、これらは現時点における活用イメージであり、今後、研究会において、一定の時間をかけて、最終的な活用策の議論・検討を進めていく。

また、活用に当たっては、各棟に残る被爆の痕跡の保存・展示などについても併せて検討・整理をしていく。

旧広島陸軍被服支廠全棟の将来的な活用イメージ

○ 1号棟

➤ 広島の自然や歴史・文化、平和を学べる拠点 <平和学習等に活用>
～被爆の実相を学び、広島の心についての理解を深める。

〔施設イメージ：展示室、ライブラリー、収蔵庫、講話会場など〕

○2・3・4号棟

- 県民・来訪者の交流促進を目指した文化や芸術、生涯学習の拠点
＜地域住民が日常的に活用＞
～地域の方々を中心に、多くの方々に日々の生活の中で気軽に訪れてもらう拠点
〔施設イメージ：図書館、キッズスペース、マルシェ、多目的ホール、
シェアオフィス、物販施設など〕
- 国内外の人々が訪れ、県民と繋がり、広島を体感するための拠点
＜宿泊・観光拠点として活用＞
～国内外から訪れた人々をもてなす、ピースツーリズムや瀬戸内観光の拠点
〔施設イメージ：ホテル、コンベンション施設、飲食施設、観光情報発信施設、
人材交流拠点施設、駐車場など〕

(イ) 活用に伴い必要となる改変内容

活用にあって準拠すべき「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「消防法」などの法令のほか、「旧被服支廠の活用の方向性に係る懇談会」により、令和5年3月に取りまとめた3つの活用の方向性を踏まえて、エレベーターの設置などに伴う床の改変や開口部の設置に伴う外壁等の改変など、現時点で最大限想定される建物の改変内容について整理した。

これらの改変については、将来、現状変更の行為を行うにあたり、文化庁への申請が必要となるため、今後、具体の改変内容について整理した上で、文化庁と協議を行う。

(2) 文化審議会の答申内容

ア 名称等

旧広島陸軍被服支廠倉庫施設 4棟

(一〇番庫（現4号棟）、一一番庫（現3号棟）、一二番庫（現2号棟）、一三番庫（現1号棟）)

所在地：広島県広島市南区出汐二丁目

所有者：広島県（一一番庫～一三番庫）、国（財務省）（一〇番庫）

イ 指定すべき理由

「先駆的な技術を結集して建造された旧陸軍兵站施設の希少な遺構」

日露戦争後、陸軍における兵站施設の充実のため大正3年に建設された。陸軍本省が設計を掌り、陸軍大臣の令達により第五師団が実施設計と工事を担った。柱や梁、スラブなど主な構造を鉄筋コンクリート造、外壁を煉瓦造とする希少な建造物で、鉄筋コンクリート造として現存最古級。特異な形状の鉄筋を用いるカーン式鉄筋コンクリートの遺構としても希少。基礎に場所打ちコンクリート杭の嚙矢であるコンプレッソル杭を採用し、屋根はモルタル製の棧に引掛棧瓦を葺くなど、先駆的な技術を用いる。被爆後に臨時救護所となり、以降も継続して使用されてきた被爆建物である。旧陸軍被服廠の関連施設のうち、現存唯一の遺構としても歴史的に価値が高い。

ウ 該当する重要文化財の指定基準

技術的に優秀なもの
歴史的価値の高いもの

(3) スケジュール

令和6年1月～2月 文部科学大臣の告示により、重要文化財に指定される。

4 今後の対応

(1) 国（文化庁）との調整について

安全対策工事に早期に着手する必要があることから、財源について、国や広島市と調整を進めており、今回の重要文化財指定答申を受けて、今後、国からの支援について、早急に調整を進める。

(2) 広島市との調整について

広島市とは、安全対策工事に係る財源について、国の補助金を除いた事業費について、一定の負担をすることで協議を実施している。

(3) 具体的な活用の検討

令和5年3月に取りまとめた「活用の方向性」を基礎として、国・県・広島市で構成する「旧陸軍被服支廠の保存・継承にかかる研究会」において検討を進める。

(4) 国（中国財務局）所有の4号棟について

中国財務局が、安全対策工事に必要な費用を概算要求に計上しており、県の方針に合わせて対応する見込みである。

なお、4号棟については、文化財指定後に文化庁に所管換えされる。文化庁には、地方機関がないことから、県が日常の管理を担う管理団体に指定されることになり、その際の管理経費については、特別交付税措置の対象となる。

5 予算（単県）

旧広島陸軍被服支廠安全対策等事業 1,971 千円

6 その他（関連情報等）

[旧広島陸軍被服支廠 | 広島県 \(hiroshima.lg.jp\)](https://www.hiroshima.lg.jp/)